

契約書（案）

公益財団法人日本台湾交流協会（以下「甲」という。）と、【事業者名】（以下「乙」という。）とは、「令和4年度短期招聘事業エスコート・通訳業務の委託」について、下記の条項のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が令和4年度に実施する短期招聘事業の被招聘者の日本滞在中のエスコート業務及び通訳業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受諾するものとし、甲は、本件業務に係る対価を第4条に定めるところにより乙に支払うものとする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に委託する本件業務の内容は、以下のとおりとする。

（1）エスコートの業務内容

- ①本邦到着時、出発時の空港送迎
- ②交通機関の運行状況確認と遅延・運休時の調整対応
- ③公式日程中の各所訪問、視察等における同行案内業務
- ④借り上げ車とのスムーズな合流調整
- ⑤食事の手配（主に公式日程中の昼食。単価は当協会基準に基づく。）
- ⑥緊急時対応
- ⑦上記①から⑥の業務で当日現地での支払いを要する経費（以下「立替金」という。）の立替払い及び精算業務
- ⑧エスコート業務報告書の作成（被招聘者の訪日感想聴取を含む）

（2）通訳の業務内容

- ①正式訪問活動中の通訳業務

2 甲は、乙に対し、短期招聘事業毎に、具体的な業務内容を記載した発注書を発行し、乙は、本契約書及び発注書に従い、本件業務を遂行する（以下、短期招聘事業毎の業務を「個別業務」という。）。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は以下のとおりとする。

令和4年（契約締結日）から令和5年3月31日

(契約金)

第4条 契約金額は、総額 円 (消費税込) とする。

2 前項に規定する契約金額は概算金額とし、以下の単価に基づき、その金額の範囲内で実費精算するものとする。

(1) エスコート料 (全日・8時間)	金	円
(2) エスコート料 (半日・4時間)	金	円
(3) 延長エスコート料 (1時間あたり)	金	円
(4) 通訳料 (全日・8時間)	金	円
(5) 通訳料 (半日・4時間)	金	円
(6) 延長通訳料 (1時間あたり)	金	円

3 前2項の契約金額には、立替金は含まない。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約によって生ずる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保に供してはならない。ただし、甲の書面による事前の承認を受けた場合には、この限りではない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、本契約の全部または一部を、事前に甲の書面による承認を得ることなく第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託すること(以下「再委託」という。)はできない。

2 甲の承認を得て再委託する場合、乙は、本契約において乙が甲に対して負う義務と同一の義務を乙に対して負う旨の約諾を当該第三者から取り付けるものとし、当該第三者が義務に違反したときは、乙は甲に対し自己の義務違反と同様の責任を負うものとする。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、本件業務の内容を変更する必要がある場合には、直ちに乙にその旨を通知し、協議するものとする。

2 乙は、本件業務の内容を変更しなければならない理由が生じた場合には、直ちに甲にその旨を通知し、甲の指示を得るものとする。

(業務終了報告書の提出)

第8条 乙は、個別業務を完了した時は、遅延無く業務終了報告書及びエスコート業務報告書を作成し、支出に関する証拠書類を添えて、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務終了報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、契約金額を含む支出対象となる時間及び立替金の額の確定を行い乙に通知するものとする。

(発生した著作権等の帰属)

第9条 本件業務によって乙が甲に提出した報告書及び当該報告書制作のために作成された著作物の著作権及び所有権等は、書面による別段の定めのない限りは、甲に帰属する。

(契約金額等の請求)

第10条 乙は、第8条第2項の通知を受けた時は、契約金と立替金の支払請求書をその内訳と併せて作成し、甲に提出する。

(契約金額等の支払)

第11条 甲は、前条による支払請求書を受領した時は、当該請求書受領の日から起算して30日以内に振込手数料を負担の上、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

(遅延利息)

第13条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の期限までに契約金額等を支払わないときは、支払金額に対して年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(甲の契約の解除権)

第14条 甲は、乙が契約上の義務に違反したことにより契約の目的を達する見込がなくなった時は、書面により通告をすることにより契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された時は、第4条第1項に定める契約金額の10分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

3 前項に規定する違約金は、損害賠償の予定額ではなく、甲が別途乙に対して損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

(乙の契約解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に定める業務に違反したことにより本件業務を終了する見込がなくなった時は、書面により通告することによりこの契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けた時は、甲はその損害を賠償するものとし、その額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

(善管注意義務)

第16条 乙は、善良なる管理者の注意をもって、本件業務の遂行にあたるものとする。

(損害賠償)

第17条 甲及び乙は、本契約の違反により他の当事者または第三者に損害が生じた時は、その損害につき賠償責任を負うものとする。

(監査)

第18条 甲は、本業務の履行状況につき、定期的または随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、調査費用は甲の負担とし、調査の対象事項及び方法の詳細については、甲乙が別途協議の上定めるものとする。

(紛争の解決)

第19条 本契約に関する疑義及び本契約に定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

- 2 この契約の規定に基づき甲と乙が協議を要する事項について協議が整わない場合、その他本契約の実行上甲と乙の間に紛争が生じた場合において訴訟により解決しようとする時は、甲及び乙は東京地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとする。

(特記事項)

第20条 甲及び乙は、以下の事項については、別紙(特記事項)において記載する内容を遵守するものとする。

- (1) 秘密保持に関する事項
 - (2) 個人情報に関する事項
 - (3) 反社会的勢力の排除に関する事項
 - (4) 契約の公表に関する事項
 - (5) 情報公開に関する事項
- 2 甲は、法令、中央省庁ガイドライン及び通達に改正または追加があった場合には、乙への署名ないし電磁的方法による通知またはウェブサイトに掲載する方法を以て特記事項を任意に変更ないし追加することができる。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

令和4年 月 日

甲 東京都港区六本木三丁目16番33号
公益財団法人 日本台湾交流協会
理事長 谷崎泰明

乙

1. 秘密情報に関する事項

（定義）

第1条 本契約において秘密情報とは、書面、口頭その他方法の如何を問わず、甲及び乙が、本件業務の遂行過程で他の当事者から知り得た一切の知識及び情報をいう。

（利用目的）

第2条 甲及び乙は、秘密情報を本契約の履行目的のためにのみ使用し、本契約の履行目的以外には一切使用しない。

（秘密保持の義務）

第3条 甲及び乙は、本件業務の契約期間中及び契約期間後において、本件業務に従事する自己の従業員に使用させる場合を除き、秘密情報を第三者に提供・開示してはならない。ただし、法令の定めに基づきまたは権限のある官公庁から要求のあった場合は、この限りではない。本条の規定は、本契約の終了後または解除後といえども、その効力を減さないものとする。

- 2 甲及び乙は、秘密情報を厳重に保管、管理し、秘密情報を保護するために、合理的な予防措置を実施するものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を記載または記録した文書、図面その他の書類または磁気的もしくは光学的に記録された媒体（以下「本件情報媒体」という。）を、原則として記録庫に保管し、外に持ち出さないこととし、やむを得ず一時的に本件情報媒体を記録庫から持ち出す時には、盗難または紛失の防止のため、常時携行する等の必要な措置を講ずることとする。
- 4 甲及び乙は、他の当事者に対して秘密情報を提供する場合には、当該当事者における責任者等の管理体制その他必要な事項について書面で確認するものとする。
- 5 甲及び乙は、本件業務にかかる秘密情報の適切な取扱いのために必要があると認める時は、他の当事者に対し、本件業務にかかる秘密情報の管理状況を報告させ、または当該管理状況を改善すべきことを指示することができるものとし、当該当事者は、正当な理由のない限り、この指示に従わなければならないものとする。
- 6 甲及び乙は、他の当事者の本件業務に係る秘密情報の管理状況について、通常の営業時間内に事前連絡の上、現地検査を行い、または必要な資料の提出を求めることができるものとし、当該当事者は、この現地検査または資料提出を、正当な理由のない限り、拒むことができないものとする。
- 7 甲及び乙は、本件業務にかかる秘密情報を利用する自己の従業員を必要最小限に限

るとともに、当該従業員に対し、必要な教育、指導、研修等を施し、第2条から第7条において甲及び乙が負う義務と同様の義務を負わせるものとする。

(再委託の制限)

第4条 甲及び乙は本件業務に係る秘密情報の取扱いにかかる業務を委託してはならない。ただし、委託につき、秘密情報を提供する当事者（以下「提供者」という。）の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(複製等の制限)

第5条 甲及び乙は、本件情報媒体を本契約の履行目的に必要な限度を超えて複製または複写、改変しないものとする。ただし、事前に提供者から書面による承諾を受けた場合には、この限りでない。

(漏えい等の事案の発生時における対応)

第6条 甲及び乙は、秘密情報を開示、漏洩する等本契約に違反し、または違反するおそれが生じたと認識した場合、直ちに提供者に対してその事実を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲または乙は、被害の拡大防止または復旧等のために必要な措置を速やかに実施し、提供者に対して実施した措置の内容、再発防止策、その他提供者が必要と認める事項を報告しなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜く等、被害拡大防止のために直ちに行いうる措置等については、直ちに行うものとする。
- 3 甲または乙は、第1項の行為に起因して第三者から苦情、異議、請求、その他の意思表示を受けたときは、速やかにその内容を提供者に報告し、かつ、提供者が承認した方法により、自己の費用と責任においてこれを解決しなければならない。
- 4 第1項の行為に起因して甲または乙が第三者から苦情、異議、請求、その他の意思表示（以下「紛争」という。）を受けたときは、提供者は紛争を解決するために協力支援その他の措置を実施するものとする。なお、甲または乙は、提供者に対して、紛争により提供者の支払った損害賠償金及び提供者に生じた紛争対応のための費用（見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用を含むが、これに限られない。）を賠償する責を負うものとする。

(委託終了時等における秘密情報の消去)

第7条 甲及び乙は、本契約の履行が完了したとき、中止もしくは中断されたとき、または提供者から要請があったときは、秘密情報を含む一切の媒体物（甲の事前の承諾

を得て作成した複製物を含む。)を速やかに提供者に返却し、または提供者の指示に従い、当該媒体物または秘密情報が含まれているサーバ、PC、スマートフォン、USBメモリ等のメモリ、ハードディスクまたはその他の記録媒体に記憶されている秘密情報については、速やかにこれを消去その他の方法で廃棄するものとする。

(違反した場合における契約解除)

第8条 甲または乙は、他の当事者が第2条から第7条までの規定のいずれかに違反した時は、直ちに本契約を解除することができる。

2 甲または乙は、第2条から第7条までの規定に違反したことにより、他の当事者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2. 個人情報に関する事項

(定義)

第1条 本契約において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(個人情報の取扱い)

第2条 甲及び乙は、個人情報の取扱いについても、本特記事項「1. 秘密情報に関する事項」第2条から第8条までの規定を準用するものとする。

3. 反社会的勢力の排除に関する事項

(反社会的勢力の定義)

第1条 本契約において、反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいうものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (7) その他、前各号に準ずる者

(表明及び確約)

第2条 乙は、甲に対し、反社会的勢力に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
- (5) その他、前各号に準ずる行為

(反社会的勢力関与の場合の契約の解除)

第3条 甲は、乙が前条の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、当該当事者の期限の利益を喪失させること及び直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

2 前項の規定により甲が本契約の全部または一部を解除した場合、甲は、乙に対し、損害賠償金（契約解除までに支出した費用を含むが、これに限られない。）を請求することができる。

(反社会的勢力関与の場合の損害賠償等)

第4条 乙が第2条の規定に違反した場合には、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額（直接の損害額に加え、甲がこれに対応

するために要した費用《甲の従業員または甲が指定する第三者の人件費、実費その他。》及び甲が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士その他専門家にかかる費用、並びに支給済みの謝金、経費その他の費用を含むが、これに限られない。)が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について当該当事者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

3 本条の規定は、本契約の期間満了後も有効に存続するものとする。

4. 契約の公表に関する事項

第1条 乙が法人であって、かつ次の各号の何れにも該当する場合には、当該当事者の名称及び事業概要、当該在職者の当該当事者における役職及び甲における最終役職並びに直近の会計年度における甲と当該当事者との取引高及び当該当事者の総売上高または事業収入において甲と当該当事者との取引高の占める割合が「3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、3分の2以上」の何れに該当するか、公表されることに同意するものとする。

- (1) 甲において役員を経験した者が再就職している法人、または、甲において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 甲と当該当事者との取引高が、当該当事者の総売上高または事業収入の3分の1以上である法人。なお、当該当事者の総売上高及び事業収入の額は、契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によるものとし、取引高の額は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によるものとする。

5. 情報公開に関する事項

第1条 「公益認定法21条」に基づく開示請求が甲に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された報告書等書類は原則として開示されるものとする。

以 上